

入札参加希望者のみなさまへ

令和8年9月1日
名古屋高速道路公社
総務部 総務課
052-222-8417

労務費等を明示した工事費内訳書の提出について【お知らせ】

建設工事における適正な労務費の確保等のため「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法)」が改正され、入札の際に入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載することが義務付けられました。(入札契約適正化法第12条)

この改正に伴う当公社の取り扱いは下記のとおりとします。

記

1 様式の追加

公告又は指名通知資料に添付されている「工事費内訳書」の様式に労務費等(材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費)を記載する様式を追加しますので、必要事項を記載し、従前の工事費内訳書とあわせて入札時に一つのデータとして提出してください。

なお、当面の間は、上記の労務費等について記載に不備があった場合でも入札を無効とはしませんが、記載内容について確認を行う場合があります。(今回改正部分以外の工事費内訳書の記載内容については、従前どおり不備があれば無効となります。)

※各経費の考え方については、国土交通省が示す「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」等を参考に、適切に記載してください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html

2 開始時期

令和8年10月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用します。

<様式例（土木工事）>

(土木工事用)

工事費内訳書(労務費等の内訳)

会社名: _____

件	名	

項目	金額(税抜)
直接工事費のうち、材料費	
直接工事費のうち、労務費	
現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	
現場管理費のうち、建退共制度の掛金	
工事原価のうち、安全衛生経費	

※工事原価とは、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の合計をいいます。

- ・市場単価方式や標準単価方式等による算出等により算出困難な場合は「算出不能」や「一部計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ・建設業退職金共済制度以外の退職金制度の場合は、「－」と記載してください。

※各経費の考え方については、<労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン>を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_00001_00026.html